



クラブは立法案をどのように提出したらよいのでしょうか

クラブが立法案を提出する場合、まずはクラブ例会で、クラブの理事会から立法案が会員に提出され、正式に採択されなければなりません。採択された立法案は、そのことを証明するクラブ会長と幹事が署名した書簡を添えた上、ガバナーに送付されなければなりません。

その後地区大会で、この立法案の賛否についての票決を受けなければなりません。立法案が地区大会の承認を受けた場合、ガバナーは地区の承認を証明する書式に記入の上、立法案に添えて、締切日の2006年6月30日までに世界本部に届くよう提出します。（証明書式は、日本事務局またはロータリーのウェブサイト（www.rotary.org）のCouncil on Legislation（規定審議会）のページ（英語）、もしくは日本語の書式を

（http://www.rotary.org/languages/japanese/support/council.html）からご入手いただけます。）地区大会で立法案を審議する時間的余裕がない場合、ガバナーは替わりに地区内クラブに郵便投票を実施し、票決を求める事もできます。

審議会は、地区の承認を受けたクラブの立法案のみを審議します。

地区は立法案をどのように提出したらよいのでしょうか

地区大会（RIBIの大会）も立法案を提出することができます。ガバナーはこの場合、地区大会／審議会が提出したものであるという証明書を添えた立法案を、締切日の2006年6月30日までに世界本部に届くよう提出しなければなりません。（証明書式は、日本事務局またはロータリーのウェブサイト（www.rotary.org）のCouncil on Legislation（規定審議会）のページ（英語）、もしくは日本語の書式を（http://www.rotary.org/languages/japanese/support/council.html）からご入手いただけます。）立法案を地区大会報告書と一緒に提出していただくことができます、または別個にCouncil Services Section（審議会業務課）宛に提出していただくこともできます。大会報告書に添付して提出される場合は、報告書の該当ボックスに必ずチェック印（√）をお付けください。 （つづく）



例会記録 2005. 10. 19 (水) 通算1320回

ソング 「奉仕の理想」「歓迎歌」

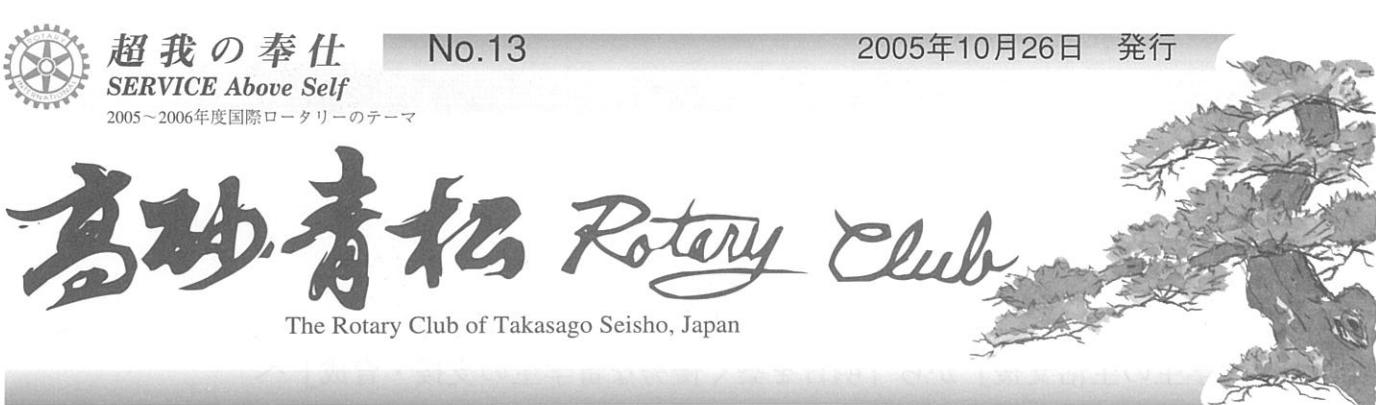
来訪ロータリ 砂川次善様（高砂R.C.）
アン報告 野々村幸三様（高砂R.C.）

出席報告 9月28日 会員数 53名 欠席者 7名 出席率 86.54% <修正による>
10月19日 会員数 54名 欠席者 12名 出席率 77.36%

会長 栗原康高 幹事 澤田孝彦 クラブ会報委員長 菱田克己

例会日時 毎週水曜日 12:30 例会場 高砂商工会議所会議室（2F）

事務局 高砂商工会議所内 〒676-0064 高砂市高砂町北本町1104 電話 (0794) 43-0500(代)



米山奨学制度

鹿間虹美会員

米山奨学会

米山記念奨学会は、日本の大学院や大学（短大・高専も一部含む）に在学している外国人留学生に奨学金を支給する財団法人。奨学金を受給している留学生を米山奨学生と呼ぶ。日本に初めてロータリーを設立した米山梅吉翁の功績を記念して1953（S28）年に発足、当初はアジア諸民族の相互理解と共存共栄の実をあげることを目的に、1967（S42）年に財団法人ロータリー米山記念奨学会となる。現在、民間としては最大の奨学制度。今では範囲をアジアから全世界の留学生に広げている。



ロータリアンが個々に財団の活動を支えるメンバーであることで「普通寄付金」という形で資金を拠出して、クラブから一括して財団に納入している。この他に「特別寄付金」を個人及び法人からの寄金に依存している。これらの寄付金が事業遂行の主財源となっている。

2005学年度米山奨学の種類と数

奨学種類	月額（万）	期間	募集	人数	D	2	6	8	0
学部課程 YU	10 (12)	最長2年	指定校学校 推薦制度	103				1	
修士課程 YM	14 (15)	最長2年		318				8	
博士課程 YD	14 (15)	最長2年		323				14	
地区奨励 SY-1	7	1年	短大・高専	6				3	
クラブ支援 CY	14 (15)	1/2~1年	世話クラブ	43				0	
海外学友会推薦	14	1年	海外学友会	4				0	
現地採用	7	3年	指定校	2				0	
			計	799				26	

() 内は前年度の額又は数 (1,002) (29)

国（地域）別 ①中国 381 ②韓国 142 ③台湾 64 ④マレーシア 27
⑤ベトナム 25 ⑥バングラデシュ 21

など108の国と地域 計799名

選 考

日本語が堪能なることが必須条件
異文化理解への姿勢・コミュニケーション能力・学業研鑽の努力
「困窮留学生の生活支援」から「明日を築く優秀な留学生の支援・育成」へ

世話クラブとカウンセラーアイデア

米山事業の特色
生活と健康及び学業の相談相手
医療費補助の制度（2006学年度から廃止）

財 政

基本財産は50億（国債を中心に運用し平均利回り2%）
特別積立金25億
2004年度は18.4億の事業費支出に対して寄付金収入は14.4億
特別積立金3億の取崩しと利子収入で收支バランス。
2005年度からは特別積立金の取崩しはしない。
2005年4月からは奨学生を1,000人から800人に、奨学金額は平均7%減に。

寄 付 金

普通寄付金
4,000～6,000×会員数=年間普通寄付金
特別寄付金
どなたからもいくらでも任意の寄付
会員皆様の特別寄付金の明細は、事業計画書（2005～06）のP19をご覧下さい。

表 彰（特別寄付金の累計額）

寄付累計額	表彰名称	表彰品
10万円	第1回米山功労者	感謝状（ケース付）
20万～90万円	第○回米山功労者マルチプル	第3回感謝状、メダル、盾
100万	第10回米山功労者メジャードナー	感謝状
100万～	第○10回米山功労者メジャードナー	感謝状、ピンなど
法人寄付		
累計 5～35万円	準米山功労法人	×
累計 35万円毎	米山功労法人	感謝状
累計 100万円毎	米山特別功労法人	盾
クラブ寄付（普通・特別寄付金の合計）		
累計 100万円毎	米山功労クラブ	感謝状
累計 1,000万円毎	達成クラブ	感謝状

米山梅吉氏の略歴

1868年 2月4日 大和國高取藩 和田竹造の三男として東京に生まれる
1872年 父の死後、母親の郷里静岡県三島に移る
1883年 沼津中学2年中退、上京し銀座江南学校に入る
1886年 東京英和学校へ入学
1887年 米山家に養子として入籍、渡米
在米8年間、カリフォルニア州ベルモント・アカデミー、オハイオ州ウェスレアン大学、ニューヨーク州シラキュース大学で修学（法律専攻）
1895年 帰国
1896年 米山はると結婚
1897年 合名会社三井銀行に入社
1909年 三井銀行 常務取締役
1920年 東京ロータリー・クラブを創立し初代会長となる
1924年 三井信託株式会社創立 取締役社長
Special Commissioner for Japan (1924～26)
1926年 R.I.理事 (1926～27)
1928年 R.I.第70地区ガバナー (1928～31)
1934年 財團法人三井報恩会 理事長
1937年 財團法人緑岡小学校 校長、理事長
1938年 貴族院議員に勅撰
1939年 日満ロータリー連合会 会長
1940年 日本のロータリー解散
1946年 4月28日 逝去

奉仕の人「米山梅吉」

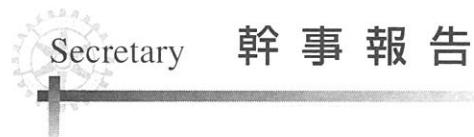
米山梅吉氏（1868～1946）は、幼少にして父と死別し、母の手一つで育てられました。16歳の時、静岡県長泉町から上京し、働きながら勉学に励みました。20歳で米国へ渡り、8年間の苦学の留学生活を送りました。帰国後、文筆家を志して勝海舟に師事しますが友人の薦めで三井銀行に入社し常務取締役となり、その後、三井信託株式会社を創立し取締役社長に就任しました。信託業法が制定されるといち早く信託会社を設立して、新分野を開拓し、その目的を「社会への貢献」とするなど、今日の社会貢献事業の基盤を作りました。晩年は財團法人三井報恩会の理事長となり、ハンセン病・結核・癌研究の助成など多くの社会事業・医療事業に奉仕しました。また、子どもの教育のためにはる夫人とともに私財を投じて小学校を創立しました。「何事も人々にしてほしいと望むことは人々にもその通りせよ」これは米山梅吉氏の願いでもありご自身の生涯そのものでした。「他人への思いやりと助け合い」の精神を身をもって行いつつ、そのことについて多くを語らなかった陰徳の人でした。

Q. なぜ留学生支援事業なのですか？

A. 世界の平和を願って

敗戦後の復興が続く1952年、東京ロータリー・クラブの会員によって「米山基金」設立の構想が立てられました。米山梅吉氏没後6年、日本のロータリーが国際ロータリーに復帰した3年後のことです。日本のロータリアンには、世界に“平和日本”的理解を促す願いがありました。アジアの発展に必要とされている学問的、技術的指導者の養成とともに、平和を求める日本人と出会い、互いに信頼し合う関係を築くことを願い、外国人留学生を対象とした奨学金制度の設立に着手しました。

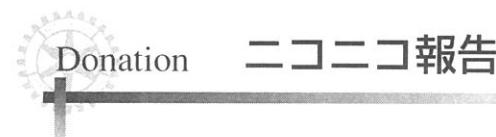
2007年規定審議会



今日は体調が悪く、話もしにくいので、簡単にすませますが、御容赦下さい。

私事で恐縮ですが、10月17日にロックチャリティーゴルフ大会に参加すべく篠山まで行ったのですが、途中で大変体調が悪くなり、脳梗塞の様な症状になつたので、現地まで行つたのですが、登録だけすませて、そのまま帰つてしまひました。

帰つて医師に診察してもらつたところ、風邪の菌が入つて顔面に來たのでしょ、という事でした。言葉も出にくいで、しばらく安静にしながらの活動になりますがよろしく御協力お願ひします。



志方正昭

秋祭りでアクシデントが有り、菱田会員に代理出席をお願いして、迷惑をかけました。

鹿間虹美

米山奨学の卓話を命ぜられました。

ヤタケタな話を致しますが、しばらくご辛抱下さい。

鹿間行雄

久しぶりにホームクラブへ出席させていただきます。

第13回 通算1247回

1. ガバナー事務所より

国際ロータリー第2680地区スポーツ大会
のご案内

平成17年11月13日（日）

13:30～ スポーツ大会

17:00～ 懇親会

三原健康広場

2. THE ROTARIAN誌が届いています。



小西文孝・竹原俊三

結婚祝をいただきありがとうございました。

中谷利幸

結婚お祝ありがとうございます。

廣瀬明正・伊藤勝之

結婚祝有難うございます。

井野隆弘

早退させていただきます。

ロータリー情報（No.4つづき）

立法案の提出方法

国際ロータリーの規定審議会は3年に1度、クラブ、地区、および理事会から提出された立法案について討議し、票決します。審議会は、RI組織規定を改正し、決議案を採択する権限を有します。各地区は1名の代表議員を審議会に派遣し、各クラブと地区は立法案を提出することができます。クラブや地区は、立法案を審議会に提出する際、下記の指針に従います。

立法案に関する指針

誰が立法案を提出できるのですか

クラブ、地区、RI理事会、およびグレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリー（RIBI）の審議会もしくは大会が、立法案を提出できます。ただし、クラブが提出した立法案は審議会に提出される前に地区の承認を得なければなりません。

締切日が設けられていますか

はい。クラブと地区が2007年の規定審議会に提出する立法案は、2006年6月30日までに世界本部に届いていなければなりません。クラブが提出した立法案は、地区の承認を証明する書式を添付の上、締切日までに届くよう送付しなければなりません。締切日厳守で、例外扱いは一切ありませんのでご了承ください。審議会の都度、立法案が締切日直後に世界本部に届いたため、審議会に案件が提出されなかつた地区がいくつかあります。貴地区的立法案もこのような運命に遭わないよう、締切日までに余裕を持って立法案をご提出ください。

立法案と証明書は下記宛に、郵送、ファックス、またはEメールでお送りいただけます。

Council Services

Rotary International

One Rotary Center

1560 Sherman Avenue

Evanston, Illinois 60201

U.S.A.

ファックス：1-847-866-5507

Eメール：councilservices@rotaryintl.org

プログラム予定

10月19日（水）	10月26日（水）	11月2日（水）	11月9日（水）
卓話 鹿間虹美 会員 【米山奨学委員会担当】	石井良昌ガバナー 公式訪問	卓話 竹原俊三 会員	【ロータリー財団委員会担当】